

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名等

指名停止措置業者名	法人番号	住所
① 日管株式会社	5080401003861	静岡県浜松市中央区池町 2 2 0 - 4
② 五建工業株式会社	4010001015827	東京都千代田区内神田 1 - 1 6 - 3

2 指名停止の期間

- ①の業者 : (ア) 令和 6 年 6 月 10 日～令和 6 年 10 月 9 日 (4 か月)
(イ) 令和 6 年 6 月 10 日～令和 6 年 9 月 9 日 (3 か月)
- ②の業者 : 令和 6 年 6 月 10 日～令和 6 年 9 月 9 日 (3 か月)

3 指名停止の措置対象地区

- ①の業者 : (ア) 関東甲信地区
(イ) 北海道地区、東北地区、北陸地区、中部地区、
近畿地区、中国地区、四国地区、九州沖縄地区
- ②の業者 : 関東甲信地区

4 事実概要

日管(株)の元取締役及び五建工業(株)の使用人は、令和 2 年 5～6 月に行われた東京都千代田区発注の区立小学校・幼稚園の改築工事の一般競争入札を巡り、当時の区議から、最低制限価格に関する情報や入札参加業者数入手し、入札の公正を害した。

その後、日管(株)の元取締役は、令和 2 年 6～8 月に行われた同区発注の区立児童館の改修工事など複数の工事の一般競争入札を巡り、当時の区議から入札参加業者名入手し、入札の公正を害した。

また、令和 2 年にあった 2 件の入札情報を入手した見返りとして、日管(株)の元取締役は、飲食代約 6 万円と商品券 10 万円相当を提供し、五建工業(株)は、自宅改修工事費約 17 万円を負担した。

なお、いずれも公訴時効(3 年)が成立している。

5 指名停止の理由

4 の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成 15 年 10 月機構規程第 83 号)別表第 2 第 15 号(下記参照)に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象地区
1～14 省略	省略
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から発生地区又は全地区を対象として1か月以上9か月以内
16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)